

令和6年度東京都初級パラスポーツ指導員養成講習会 実施要項

1 目的

地域におけるパラスポーツの振興の促進に向け、障害者のスポーツ指導の基礎的知識・技術を習得した人材を都内全域に計画的に配置するため、区市町村スポーツ所管部署職員（公立スポーツ施設の職員及び指定管理者職員等を含む。）、スポーツ推進委員、地域スポーツクラブ関係者、一般社団法人東京都レクリエーション協会の加盟団体に所属する者並びに公益財団法人東京都スポーツ協会、区市町村体育・スポーツ協会及び加盟団体に所属する者を対象に、初級パラスポーツ指導員養成講習会を実施する。

2 主催

東京都

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会

3 後援

公益財団法人日本パラスポーツ協会

4 日程・会場

以下日程のうち、4日間（A日程又はB日程）の参加とする。

日程	A日程	B日程	会場
令和6年7月21日（日）	○	○	文京総合体育館
7月27日（土）	○	—	SUBARU 総合スポーツセンター
8月4日（日）	—	○	文京総合体育館
8月24日（土）	○	○	SUBARU 総合スポーツセンター
8月31日（土）	○	○	SUBARU 総合スポーツセンター

5 講習内容

別紙「令和6年度東京都初級パラスポーツ指導員養成講習会日程表」参照

6 対象者

以下①～④のいずれかに該当する方で、既にパラスポーツの振興に関わっている方又はパラスポーツに理解があり、今後パラスポーツの振興に積極的に取り組むことができる方。ただし、全日程（全4日間）の全課程に参加できること。

① 区市町村スポーツ所管部署職員（公立スポーツ施設の職員及び指定管理者職員等を含む。）

② スポーツ推進委員、地域スポーツクラブ関係者

③ 一般社団法人東京都レクリエーション協会の加盟団体に所属する者

④ 公益財団法人東京都スポーツ協会、区市町村体育・スポーツ協会及び加盟団体に所属する者

7 定員

60名

※定員については、今後の状況により変更になる場合がある。

※定員を超えた場合は、各区市町村のパラスポーツ指導員の配置状況及び申込書に記載の活動状況等を参考に受講者を決定する。

※受講の可否は郵送にて通知する。

令和6年7月1日（月）までに通知が届かない場合は、申込先まで連絡すること。

8 受講料

無料（テキスト代含む）

※初級パラスポーツ指導員登録にあたり、申請・認定料 5,500 円及び登録料 3,800 円を要する。

9 持ち物

- (1) テキスト 2 冊（講習会初日に配布する。）
- (2) 筆記用具
- (3) (実技実施日のみ) トレーニングウェア、室内用シューズ

10 申込方法

別紙「申込書」に必要事項を記入し、下記申込先に郵送、ファクシミリ、又はメールで送付すること。

※ファクシミリの場合は送信後、必ず着信の確認を取ること。

11 申込期限

令和 6 年 6 月 14 日（金） ※必着

12 申込先及び問合せ先

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 講習会担当 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 12 階 電 話：03-6265-6001 ファクシミリ：03-6265-6077 E-mail： chiiki-yousei@tsad.or.jp

13 その他

- (1) 2つの班に分かれて別日程で講義を行う。班分けについては、申込状況により調整する。
- (2) 講義の開始時間から 10 分以上の遅刻は、欠席扱いとなる場合がある。
- (3) 講習会の全課程を修了できない者は未修了者となる。
- (4) 本講習会で収集した個人情報については、適切な業務運営・報告等に必要と認められる目的以外には利用又は第三者に開示及び提供しないものとする。

14 パラスポーツ指導員資格の登録申請について

本講習会の全課程を修了者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員の登録申請をすることができる。

申請にあたっては、申請・認定料 5,500 円及び登録料 3,800 円を要する。（次年度からは登録料 3,800 円のみを要する。）申請料等の振込先（手数料は受講者負担）については、講習期間中に説明する。